

平成19年8月1日(水)

於・砂防会館別館

国土交通省 独立行政法人評価委員会

第12回 土木研究所分科会

議事録

国 土 交 通 省

【事務局】 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会土木研究所分科会を始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日ご出席いただいている委員のご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、高橋分科会長でございます。

【委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 家田委員でございます。

【委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 井上委員でございます。

【委員】 井上です。

【事務局】 加賀屋委員でございます。

【委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 佐伯委員でございます。

【委員】 佐伯でございます。

【事務局】 鳶委員でございます。

【委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 長澤徹明委員でございます。

【委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 長沢美智子委員でございます。

【委員】 よろしくお願いいいたします。

【事務局】 山田委員でございます。

【委員】 山田です。

【事務局】 なお、高山委員、中村委員、藤野委員におきましては、本日、ご都合によりご欠席というご連絡を受けております。

以上、委員12名のうち9名のご出席をいただいております。国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定している定足数であります過半数の出席要件を満たしていることを、ここにご報告させていただきたいと思います。

なお、鳶委員におかれましては、所用のため途中でご退席をされる予定と伺っております。

座席表の下に本日の議事次第をつけさせていただいております。本日の議事は5つございまして、1つ目に平成18年度業務実績評価について、2番目でございますが平成18年度財務諸表及び利益の処分についての意見聴取、3番目に独立行政法人土木研究所の役員退職手当に係る業務勘案率の決定について、4番目でございますが独立行政法人土木研究所役員給与規程の一部改正について、5番目がその他でございます。

資料でございますが、3枚目に資料の一覧表をつけております。非常に多くの資料になってございますので、説明の際には資料番号を言った上でご説明をさせていただきたいと思いますが、もし資料に過不足がございましたら、その都度、事務局のほうにご連絡をいただければ幸いに存じます。

議事に入ります前に、技術調査課長の前川から一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

【前川技術調査課長】 皆さん、こんにちは。担当課長をしております前川と申します。土木研究所の分科会開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、分科会に参加していただきまして、まことにありがとうございます。

独立行政法人につきましては、平成13年にこの制度ができて6年を経過しております。実は、今年度、政府全体で独立行政法人をゼロベースから見直す予定をされておまして、世間を騒がせておる緑資源機構も独立行政法人でございますが、独立行政法人には公団なり特殊法人から移ってきたものと、土木研究所のように国の研究機関から移ってきたものと大きく2つございまして、両方ともゼロベースから見直すということでありませう。私どもは、少し生い立ちも違ふし、研究の必要性はますます強まっているのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、研究機関の評価ということで、昨年は第1期中期計画の評価もしていただきました。今回は、第2期の初年度であります18年度の評価をお願いするわけございまして、ゼロベースからの見直しということもありますが、やはり研究機関につきましては毎年評価をいただいて、また運営についても貴重なご助言をいただいて、これをPDCAサイクルできちんと業務に反映していくことが大変重要だろふと思っております。

そういった意味で、きょうも厳正なる評価と、大所高所からの貴重なご助言をいただければ大変ありがたいと思っております。その辺のこともよろしく願ひいたしまして、簡

単ですが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。2番目の議事でございますが、これからの進行につきましては高橋分科会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】 高橋でございます。委員の先生方におかれましては、暑い中をご参集いただきまして大変ありがとうございます。

評価の点数については、従前から本委員会でもいろいろ議論がありまして、特に研究型の法人については評価点が高いということが議論になり、やはり抑制的につけていただきたいということになりまして、今回、事前評価をお願いするに当たりまして、そのような文書が入っておって、委員の皆様方には多少の戸惑いとかご意見があらうかと思っております。一応そういう趣旨ということで、ご了解をお願いしたいと思うわけでございます。

それでは、議題の1つ目、平成18年度業務実績評価についてであります。事務局より資料2の評価項目に沿って資料1のご説明を受けながら評価を行ってまいります。評価すべき項目が24項目にわたってありまして、それぞれ合議で評価調書をまとめさせていただきます。

ここで、例年のことですが、一つの提案でございます。委員の皆様にお送りいただいた事前評価については分科会長に一任いただくことをお願いしておりましたが、分科会終了後の回収を前提といたしまして、事前評価を集計した資料をお配りし、ごらんいただきながら評価を進めていきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、評定の点数ですが、この場で決めさせていただきます。評定理由と意見については、この場でいただいた意見や事前評価でいただいている意見を参考にして、案を作成していくことにいたします。

それでは、項目ごとに評価を行っていきますが、説明についてはある程度区切りのいいところまで複数の項目をまとめてお願いいたします。簡潔な説明と進行にご協力をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 平成18年度の業務につきまして評価を受けるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

平成18年度というのは、先ほどのごあいさつにございましたが、土木研究所が独立行

政法人になりまして6年目でございます。6年目というのは、私どもが国土交通大臣からいただいております中期目標が5年単位でございますので、2回目の中期目標が始まった年というわけでございます。本年には、かつての土木研究所と北海道開発土木研究所、2つの研究機関が1つの新しい土木研究所として発足した年でありますとともに、中期計画に示されました研究項目等も、かつての両研究所が独自に実施していたものを、1つの研究所の研究体系として実施するような中期目標が示された年であるわけでございます。したがって、そういう観点も今回の評価の一テーマになるのではないかと考えております。

2つの研究所が1つになって、新しい研究所の姿といたしましては、かつてつくばにございました土木研究所をつくば中央研究所と称し、札幌にございました北海道開発土木研究所を寒地土木研究所と称し、またユネスコの後援を得て設立いたしましたICHARM（水災害・リスクマネジメント国際センター）を1つの組織と考えまして、3つの主要な研究組織を持つ研究所という形で再発足したわけでございます。

従来、2つの研究所で独自に実施しておりました研究評価体制等は当然1つのものに再構築いたしましたし、重点的に実施する研究等も3つの研究組織が1つになって実施できるような形に再整備をいたしたところでございます。また、つくば中央研究所と寒地土研との統合のメリットが発揮できるような、研究の連携の場をつくるということにも力を注いだところでございます。もちろん、中期目標が新たに示されたからといって、従来から継続的に実施しておる研究がその時点でとまって、全部が入れかわるわけではございませんので、研究成果の取りまとめ、現場への技術指導、災害時の技術支援、海外への情報発信、国際協力、知的財産等の活用等については、従前どおり努力いたしたところでございます。

後ほど説明があろうかと思いますが、特に水災害・リスクマネジメント国際センターの活動は、土木研究所の河川関連部門の研究成果がユネスコより評価されて設立された組織でございます。我が国でただ一つ、ユネスコ後援という名前を有した組織を持っている研究所でございます。

知的財産権の活用につきましては、昨年の内閣府の調査においても非常に実用的な研究成果が出ているということで、知的財産権の収入額の絶対値で見ても、研究独法で第6位、1人当たりで見れば2位という形で高く評価されておるところでございます。

研究業務につきましては企画部長、決算等につきましては総務部長よりご説明を申し上げ

げます。

分厚い業務実績報告書の審査を短時間でお願いすることは大変なこととは存じますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

【事務局】 業務実績の説明に先立ちまして、農水省の独立行政法人評価委員会から提出された意見についてご紹介させていただきます。資料の順番でいくと、順不同で恐縮でございますが、資料5をごらんいただければと思います。下のほうにあって恐縮です。

先生方、既にご案内のとおりでございますけれども、土木研究所の業務のうち、農林水産にかかわるものについては農水大臣との共管となっております。したがって、当該部分の評価につきましては、農林水産省の独立行政法人評価委員会から国交省の評価委員会にご意見をいただくことになっておりまして、いただいた意見が資料5でございます。

表紙をはぐっていただきますと、2枚目にありますように、これが本文でございます。読ませていただきますと、「平成18年度における農業土木及び水産土木に関する研究業務は、着実な実施状況にあると判断される。当該業務の重要性に鑑み、当該業務が中期目標、中期計画に照らして今後一層推進されるよう、貴評価委員会において十分な検討と評価をされたい」という意見を農水省の委員会からいただいております。

また、次のページをごらんいただきたいんですが、参考意見としていただいております。主要なものとしたしまして、中段にあります。普及・実用化につながる技術開発を行うことを期待するといったことを交えた参考意見も、あわせていただいております。

これらの意見についても、本日、評価いただく際に参考にしていただければありがたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【事務局】 それでは、資料1に基づきましてご説明を申し上げます。分厚い資料でございます。

まず、3ページをお開きください。1番目の項目、質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元についてでございますが、3ページの上のところでございます。私どもの研究所では、18年度に研究理念及び研究者の心構えを制定しております。これは、先ほどもありましたように、18年度に2つの研究所が統合したのを機に、研究活動に対する姿勢、あるいは心構えを所全体として再確認しようということで明確化したものであります。

3ページの下側でございます の項目からご説明をいたします。 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応です。4ページに中期目標を掲載しておりますが、この中に示されておりますア) からカ) の6つの目標に対する研究開発を、私ども17の重点プロジェクト研究として設定しまして、18年度、重点的に取り組んでおります。重点プロジェクト研究の具体的なテーマにつきましては7ページをごらんください。

これとあわせて、5ページに戻って恐縮でございますが、18年度には新たに戦略研究というものを創設し、24課題を開始しております。この戦略計画の具体的なリストは6ページの表に載せております。

私どもの研究所では、これらの研究開発を集中的に実施するというので、8ページの図-1.1.1.3にありますように、これら2つを合わせまして、18年度は予算額ベースで約68%充当をいたしております。ちなみに、第2期中期計画ではおおむね60%となっております。

9ページでございますが、先ほどからありますように、2つの研究所の統合効果を発揮させるために、両研究所の特徴や得意分野を踏まえ研究連携も図っております。

11ページから18年度の成果を載せておりますが、11ページから14ページまでが重点プロジェクト研究関係の成果、15ページからは戦略研究関係の成果を載せております。

次に、18ページの(1)の の項目についてです。19ページの(1)をお願いいたします。18年度は一般研究91課題、萌芽的研究10課題を実施いたしております。また、統合した2つの研究所の連携も積極的に展開しまして、表-1.1.2.1に示しましたように研究連携を行っております。

さらに、24ページに記載しましたとおり、18年度は行政ニーズ、あるいは研究シーズの発掘に特に力を入れております。具体的には、そこにありますけれども、研究方針研究の創設、私どもの幹部によりますトップセールスの展開、さらにはスケールの大きな研究を開始しております。このうち、研究方針研究につきましては、将来必要となるであろう技術の抽出、あるいは研究テーマとして立ち上がるまで整理がなされていない案件の論点整理など、いわゆる研究の目指すべきところを定めるための研究と申しませうか、そういったことに取りかかっておりまして、例えば24ページの表-1.1.2.2にあります11課題を設定しております。

トップセールスにつきましては、25ページの表にありますけれども、私どもの幹部が

国交省の地方整備局を訪問しまして行政ニーズの吸い上げに努めております。

スケールの大きな研究につきましては、25ページでございますが、所のグループ長が集まりまして横断的な検討体制を構築し、大局的な立場からの議論を行うということで、例えば26ページの上の図ですけれども、こういった防災の分野、あるいは構造物の維持管理の分野を中心に議論を展開しております。この議論を踏まえまして、新たな研究テーマの設定につなげてまいりたいと考えております。

次に、27ページの(2)の項目についてでございます。ここでは受託研究について記載しておりますが、私ども土木研究所では、地方整備局等が抱える技術的課題解決のための依頼に基づく研究開発も実施しております。多くの成果を上げていると考えております。

30ページにその一例を挙げておりますけれども、青森県に既設ダムとして目屋ダムがあるんですけれども、そのすぐ下流に新しく津軽ダムというダムを建設する計画がございます。私どもはこの設計業務を受託したわけでありまして、この設計と申しますのは、先ほど申し上げましたけれども既設ダムのすぐ下流側につくるということで、安定的な洪水調整をしながら新しくダムをつくらなければならないという、全国的に見ても非常に事例の少ない設計を担当させていただきまして、提案した成果が採用に至りまして、工期の短縮とかコスト縮減につなげることができたという事例であります。

29ページの表でありますけれども、依頼を受けました機関としては国交省のみならず、千葉県や横浜市など国交省以外からも幅広く受託しております。

次に、32ページでありますけれども、(3)の項目です。の説明ですが、33ページの図の枠の下にありますけれども、国内での共同研究につきましては継続課題60件、新規課題45件、実施件数は合計105件、年度計画は100件程度ということでございますので、若干それを上回っております。

35ページの円グラフは共同研究の相手方を示しているものでありまして、民間企業が74%を占めていますが、それ以外に大学、あるいは財団、社団法人など、さまざまな機関と連携を進めております。

34ページのコラムに記載しておりますけれども、18年度に上げました共同研究の成果の一例ですけれども、私ども研究所が神戸市などとも共同開発したバイオガスバスが、18年10月より営業運転を開始したという事例であります。

一方、海外との連携につきましては、39ページの表-1.3.1.3にありますとおり、

18年度は4件の研究協力協定を締結しております。特に、上から3番目ですけれども、韓国防災協会との協定は、依頼を受けて派遣をした職員の韓国での指導が評価されまして、相手機関から協定申し込みがあり、締結をしたものであります。

また、40ページの表-1.3.1.5でありますけれども、私ども土木研究所が主催、あるいは共催した国際会議への参加人数は1,137名、これは独法化以降最多、従来最多であった15年度の約1.7倍となっております。件数につきましても、独法化以降2番目に多い16件となっております。

42ページの(3)の研究者の交流についてでありますけれども、特にここでご紹介申し上げたいのは、44ページの2行目から記載しております、日本学術振興会の外国人著名研究者招聘事業という制度があるんですが、この事業によりましてカリフォルニア大学デーヴィス校の浅野孝名誉教授を招聘した点を紹介したいと思います。浅野先生は、水のノーベル賞とも称されますストックホルム水賞を受賞された先生で、土木研究所フェロー制度を創設し、土木研究所フェローとして招聘したものであります。外国人著名研究者招聘事業というのは、年間わずか4名程度、招聘対象者がノーベル賞受賞者クラスという非常に審査の厳しいものでありまして、認定される機関はほとんどが大学ということでありましたけれども、今回、私どもが採択されたのは大学以外で3例目ということでございます。

83ページのコラムに飛んで恐縮ですが、浅野先生には、このコラムにありますように土研講演会での基調講演のほか、国内の大学等、研究機関での研究指導、あるいは交流に取り組んでいただきました。

戻って恐縮でございますが、48ページでございます。外国人研究員の雇用、あるいは採用なども積極的に進めておりまして、国際公募も行っております。18年度の外国人研究者の在籍数は、国際公募により新たに2名を雇用しまして、合わせて7名となっております。これは過去最多であります。

49ページの(4)の項目について説明いたします。54ページをお願いします。54ページの表にありますとおり、競争的研究資金の獲得金額は独法化以降2番目に多い約1億7,000万円となっております。また、同じ表の括弧書きは新規獲得件数ですが、17年度に次ぐ2番目に多い14件となっております。中身的に見てみますと、例えば55ページのコラムにありますように、これは科学技術振興調整費で獲得したものであります。この研究は名古屋大学をはじめ全国7機関で連携して獲得したものですけれども、私ども

の研究所が中心的な役割を果たして獲得できたものと考えております。

一方、近年、研究費の不正流用が社会的に問題になっておりますけれども、私どもの研究所では研究者が直接研究費を取り扱わないシステムにしております。また、52ページの上から4行目に示しましたように、内部通報に関する規程も18年度に新たに制定をいたしております。

57ページの(5)の技術指導についてですが、58ページの表-1.5.1.1に示しましたとおり、能登半島地震、あるいは北海道佐呂間町での竜巻災害など、延べ100人の職員を災害現場に派遣しております。能登半島地震では、58ページの表-1.5.1.2にありますとおり、職員を派遣したり、技術委員会に参画するなど技術指導を行っております。能登半島地震では、特に当地域は観光地域ということもありまして、4月末のゴールデンウィークまでの早期復旧が至上命題ということもありまして、地元の自治体からの要請もあり、工期の短い復旧工法を職員が指導し、地元の復興に貢献をいたしております。

こうした国内での災害のみならず、海外での災害にも要請を受け対応をしております。例えば、62ページにありますように、韓国で発生しました土砂災害に対する対応は先ほどご説明申し上げたとおりでございます。この関係の新聞記事は63ページに掲載をいたしております。

その他の派遣事例につきましては、64ページの表を参考にしてください。

次に、65ページに行きますが、災害時に限らず土木技術全般にかかわる技術指導についても実施しておりますが、例えば66ページにありますように、18年度にはご承知のように電力会社のデータ改ざん、不正な構造変更の発覚がありまして、社会問題になったわけではありますが、この際、私ども土木研究所は、国交省の要請を受けまして現地立入検査に参加するなどしまして、さらには安全性評価もするなどしまして、国交省の支援、技術的な側面から支援を行っております。

こういったものも含めまして、65ページの表-1.5.1.4に示しましたとおり、土木技術全般にかかわる技術指導は、独法化以降2番目に多い2,656件、これは1チーム当たりに換算いたしますと年間平均70件をこなしたことになります。

67ページの(2)の事例は、共同利用型バイオガスシステム計画づくりの技術指導を行った事例でございます。

このほか、68ページの表にありますけれども、技術委員会への参画も積極的に行って

おりまして、1,612件参画をいたしております。また、70ページの表-1.5.1.8にありますように、研修への講師としての職員派遣は403件、いずれも過去最大の件数であります。

中身的にご紹介申し上げますと、72ページのコラムにありますように、佐賀県の東名遺跡の保存検討委員会に私ども職員が参画しまして、周辺土壌の酸化による遺跡の劣化を防ぐ対策を提案し、採用された事例があります。

もう一つの取り組みとしましては、73ページのコラムにありますように、コンクリートの非破壊検査法に関する技術者認定制度を私どもの研究所で構築しております。すなわち、平成18年9月に出されました国交省の要綱におきまして、コンクリート強度の測定者要件として、私ども研究所が行う講習会の受講義務が明記されております。

次に、76ページの(5)の(ア)の項目についてですが、77ページの表にありますように各種の刊行物を発行しておりますが、18年度の土木研究所資料の発行数は41冊で対前年度17冊増、共同研究報告書は19冊で対前年度13冊増となっております。また、土木研究所報告につきましては、掲載論文の概要、あるいはフルペーパーをホームページに初めて公開をしております。

これ以外の初めての取り組みとしましては、子供向けパンフレットや英語版パンフレットを作成しております。79ページの写真の右下に、子供向けパンフレットの写真を載せております。

84ページですけれども、他の研究機関との連携を成果の発表においても積極的に実施いたしております。

さらに、一般の方々の理解促進にも努めておりまして、92ページのグラフに示しましたとおり、18年度の土木研究所の施設見学者数は独法化以降2番目に多い7,471名、この中には、92ページの写真にありますように、高校生が授業の一環として施設見学に訪れたという事例もございます。

95ページに行きますが、(5)の(イ)の項目です。96ページから97ページの表-1.5.2.4にありますように、各種技術基準類の策定、改訂作業に積極的に参画しまして、研究成果を反映させております。97ページの表-1.5.2.5に記載したとおり、第1期中期計画の成果が早速、技術基準類に反映された例もございます。

また、改定された技術基準類の解説、普及活動にも貢献をいたしております。98ページの中ごろにありますけれども、例えば改定されました舗装設計便覧の普及、解説のため

の講習会で私ども土木研究所の職員が講師として解説を行い、迅速な普及に大きな役割を果たしたものであります。

100ページでございます。(5)の(ウ)の項目についてであります。私ども土木研究所で初めて土木研究所広報戦略というものを策定いたしまして、これに基づきましてプレゼンテーションやホームページ作成の講座を設置しまして、職員に受講を促しております。

101ページのグラフにありますとおり、論文等の発表につきましては1人当たり5.61編となっております。これらの論文の中には、103ページの表にありますように論文賞等を受賞しているものが多数ありまして、特にその中でも102ページのコラムにありますインバイロワン工法は、国土技術開発賞最優秀賞を受賞したものでございます。この工法は、いわゆる環境対応型の橋梁などの塗装の除去技術でございまして、塗膜除去に伴う塗膜の飛散を大幅に軽減する技術でございます。

メディア上での情報発信につきましては104ページから記載しておりますが、新聞記事としては105、106ページに掲載例、108ページから111ページまでに一覧を載せております。テレビでの放映関係につきましては、113ページの表に一覧を示しておりますが、特にその中で13番、新潟県中越地震発生時の職員の活躍の様子がドラマ化され、テレビ放映されたという事例があります。さらに、10番、12番ですが、NHK教育テレビの小学生向けの教育番組で実験施設を提供し、番組撮影に協力をした事例があります。112ページに、テレビ放映の様子を載せております。

インターネットを通じた情報発信につきましては、戻って恐縮ですが107ページ、北海道における道路情報ポータルサイト「北の道ナビ」、これは私どもの研究成果を織りまぜながら運営をしておりまして、そのアクセス数は国交省の道路局関連ホームページのアクセス数ランキングにおいて2カ月連続第1位となっております。

次に、118ページの(5)の(エ)の項目ですが、119ページのグラフにありますとおり、国際会議における口頭発表件数は、独法化以降2番目に多い研究者1人当たり0.54件です。特にこの中では、下のコラムにありますように、米国の連邦道路庁主催の会議でJames D.Cooper 最優秀論文賞を受賞したものもあります。

120ページの表の2番目にあります国際アスファルト舗装会議につきましては、研究所の尽力によりまして、我が国での次回開催招致に成功したといったものもあります。

さらに、122ページにありますとおり、現在注目を集めておりますサハリンプロジェ

クトの現地取材を職員が土木学会の編集委員として依頼を受け、その成果が土木学会誌 2007年2月号に掲載されたという事例があります。

これ以外に、124ページ以降に海外で発生した災害への対応についても記載しておりますけれども省略いたします。

次に、127ページの(5)の項目についてですが、128ページの表-1.5.3.1にありますように、18年度の特許権等の保有件数は359件、実施契約件数は57件ということで、実施化率は15.9%となっております。この点につきましては、18年度に内閣府より公表されました調査結果におきましても、研究所型独立行政法人全体の中で私どもの研究所は極めて高い水準にあることが示されております。このような高い水準の割合になっているということにつきましては、私ども土木研究所の取り組みとしましては、先ほど来申し上げておりますが、現場のニーズに的確に対応した研究テーマの設定等を徹底しているということが第一にあるかと考えております。

それと、130ページから述べておりますけれども、パテントプール契約とか、研究コンソーシアム制度を活用したり、あるいは土研新技術ショーケース、現場見学会の開催など多方面で特許技術の普及促進を図ったということが、このような結果につながったものと考えております。

次に、132ページの(5)の項目についてですが、これまでも技術指導などによる効果につきましては個別に把握に努めておりますが、18年度は初めて技術推進本部が中心となりまして、組織的に追跡調査を行っております。結果は、297ページの参考資料-10に載せておりますが、132ページに記載しましたとおり、18年度におきましては社会的効果を数値化する試みをやっております。数値は、コスト縮減、環境負荷軽減、工期短縮の3つの指標で実施しております。このうち、コスト縮減につきましては、年間で総額約170億円のコスト縮減効果があると試算をしております。このほか、先ほど説明しましたバイオガスを燃料とするバスの導入によるCO₂排出量の抑制効果など環境負荷軽減を定量的に把握、評価するなど、可能な限り客観的な評価を行うよう努めております。

138ページの(6)の項目でございます。水災害・リスクマネジメント国際センターの関係につきましては、本センターは既に平成18年3月に設立されておりますけれども、同じ年の9月14日に東京の国連大学におきまして、関係者300人を招待して設立記念式典を開催し、その後、記念シンポジウムを開催しております。式典には、当時の北側大

臣もご出席いただいております。

式典翌日には、第1回国際諮問委員会を開催しましてさまざまな助言をいただき、138ページの下から2行目にあります Strategies and Action Plan を策定し、ICHARMとして本格的な活動を開始しました。

具体的な活動としましては、研修活動につきましては141ページに記載しましたとおり、JICAの地域別研修として洪水ハザードマップ作成研修を8カ国、16名の研修生を対象に実施し、さらには修了者を対象にしましてフォローアップセミナーもマレーシアで開催しております。特に、フォローアップセミナーにつきましては、142ページの写真にありますようにマレーシアの政府高官が出席したほか、現地新聞にて大きく報道されるなど高い評価を得ております。

また、143ページの下4行にありますけれども、政策研究大学院大学と土木研究所との共同によります防災政策修士プログラムの創設を果たすことができました。今年の10月1日より第1期研修生の受け入れを開始いたします。研究活動としましては、140ページに記載しましたとおり、18年度に新たに重点プロジェクト研究を開始しております。タイやカンボジアなど海外での現地調査を既に開始しております。

情報ネットワーク活動としましては、141ページの下から9行目に書いておりますが、18年度は1年間で国際会議を8件、主催あるいは共催しております。これは土木研究所全体の約半数を占めるということでした。

次に、145ページの(7)の項目でありますけれども、公共工事等におけます新技術の活用促進を技術的側面からも支援しております。例えば、146ページに記載しましたとおり、民間から提案のあった新技術につきましては、まず地方整備局においてその技術の信頼性等を審議いたしますが、特に難易度の高い技術につきましては土木研究所で審査することとしておりまして、所内に土木研究所新技術活用評価委員会を設置しております。

18年度は、147ページの図-1.7.1.2にありますとおり、86件の民間開発技術について審査をしております。採用されました技術につきましては、試行調査などフォローアップまで私ども研究所で一貫して担っております。技術の専門家集団として多くの職員と時間を投入しているというのが実情であります。

最後でございますが、149ページの(8)です。150ページに記載しましたとおり、地方整備局等の職員を対象に専門技術者研究会の制度を18年度に創設しまして、土木研究所との間のネットワークを通じた技術情報の発信等、活動を開始しております。19年

6月現在の登録者数は、151ページの表にありますように1,097名、18年度活動状況は151ページの表 - 1.8.1.3にあります。

これ以外にも地域の技術力の向上にも貢献しておりまして、例えば153ページにありますような事業にも取り組んでおります。

以上、大きな1番目の説明を終わらせていただきます

【委員】 大項目1、質の高い研究開発業務の遂行、成果の社会への還元という内容について、非常にたくさんの項目、一挙に説明していただきましたが、順を追って評価に入らせていただきたいと思います。

まず、(1)研究開発の基本的方針の 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応ということでございます。この項目につきましてご質問なりご意見などございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 私、途中で抜けなければいけないので、全般的な意見だけ申し上げます。

私自身はすべて評価結果を出しており、大体似たような評価結果になっておるので、後はお任せしたいと思います。

全体として、今回、読んでいて今までに比べてすごく生き生きしているという感じを受けました。同時に、研究の理念というんですか、100年後の社会にも責任を持てる研究だとか、研究者の心構えとか、理念を定めて100年後を見据えた研究に取り組むという姿勢は、僕は非常にいいのではないかと感じました。

ただ、もう一つ思うことは、最近の災害というのは、あるいは災害だけではないんですけれども、我々の国民生活を取り巻く状況というのは、今まで考えていた土木に関する災害だけではなくて、気候変動に伴う新しい動きだとか、つい最近の新潟県中越沖地震を見ても、また新しい活断層が発見されたとか、今まで想定していなかったようなことがいろいろ出てきているわけです。環境の問題についてもそうだと思うんです。

そういったことに今後対応していくためには、全体として見るとすごくよくやっておられると思うんですが、土木技術だとか、建築だとか、そういう枠を超えた研究所、例えば気象学だとか、ライフスタイルを研究しているようなところだとか、もうちょっと枠を超えたところとの交流もあったほうが、国民社会のニーズをとらえることができるのではないかと。あるいは、中長期的に100年後を考えるのだとすると、一体50年後、100年後の日本はどうなっているのかといったことも視点に置きながら、今後、研究されていけると、いい成果を上げられるし、国民も安心できるのではないかとこの感じを抱きまし

た。

しかし、全体としては、僕も何回か毎年度の評価を読ませていただきましたけれども、今回は生き生きとした雰囲気伝わってきたというのが印象であります。

もう一つだけ言いますと、先ほどありましたように、独立行政法人に対するゼロベースの見直しが行われているわけです。そして、年内には基本方針を出そうとしているわけです。その方針の中身を見ますと、どちらかと言えば市場化テストに適應しているのかなどということがいろいろ書かれております。研究所というのは必ずしも市場化テストに適合するとは思いませんけれども、やはりそこを乗り越えるためには、この研究所が社会のニーズに対して的確に対応していると。それは毎日起こるような事件だけではなくて、10年後、50年後のことも視野に入れて、的確にやっているんだということを示すことが、独立行政法人として残る上では非常に重要なのではないかと思います。今、行われているゼロベースから見直すというあの委員会の流れもよく頭に入れながら、お考えいただきたいと思います。

以上です。

【委員】 何かほかにございますでしょうか。よろしいですか。

お手元に評点を書かれている表が配られているわけですが、事前に11名の委員の先生方が評価をして、その結果を提出していただいております。この評価の点数に基づいて評価をするということで進めさせていただきたいと思いますが、今の項目に関しましては、3点が5名、4点が6名という格好で、微妙ではございますが、4点ということにさせていただけたいかがかと思いますがいかがでしょうか。

【委員】 これは、何人が4点で何人が3点という記録は残るんでしょうか。だれが何点だったというのはいいんだけど、つまり4点と決めたときに、全員が4点という意味の4点と、6対5という意味の4点では相当に意味が違うわけで、要するに小選挙区みたいなもので、こうやっていけば全部4点になってしまうわけです。そういうあたりを残しておくというところが、ある種良心的なやり方ではないかと思うんです。結果は、もちろん多数決で4点で結構です。

【委員】 今までは、項目ごとに丸めた数字で残っているわけです。

【委員】 物によっては、別の独立行政法人では残しているんです。何点をつけた人が何人という分布を入れて、ただ一番多かったのがこれだからこれにしましょうというのを残しておく、変なことをやって4点にしているのではなくて、ちゃんと一人一人見て

やったんだということを残したほうがいいのではないかと思います。

【委員】 残すことは可能わけですね。最終的に評価、何%というところに生かすかどうかの問題があるかとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

【事務局】 最終的な評価は一つになるかと思いますが、過程でどうだったかということ、どういう形で残せるかについては検討させていただきます。過程を何らかの形で残すのは可能だと思いますので、検討させていただきます。

【委員】 そういうことでよろしいですか。

【委員】 結構でございます。

【委員】 それでは、の項目については4点ということで、正直に言えば3.5点という格好になるのかもしれませんが、そういうことにさせていただきます。

次は、でございます。土木技術の高度化及び社会資本の整備並びに北海道の開発の推進に必要な研究開発の計画的な推進という項目でございます。いかがでしょうか。ございませんか。意見分布としては同じような点数になっておるわけですが。評定理由とか意見とかをちょっと参照していただいて、あるいは言い足りない面があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

【委員】 質問として書かせていただいたことなんですけれども、研究方針研究というユニークな取り組みですけれども、これは中期目標の期間の中でどのように進めていくのか。そのロードマップというんでしょうか、下のほうに書いてありますけれども、そこをちょっと補足説明していただければと思います。

【事務局】 研究方針研究についてですけれども、この研究は先ほどもご説明申し上げましたように18年度に創設したものでございまして、先ほどご紹介しましたけれども、所内で議論しまして、ここにありますように18年度にテーマを設定しております。それを踏まえまして、19年度と20年度の2カ年かけて各チームでこのテーマについてしっかり議論をしていただき、2カ年ぐらいしっかりもんでいただいて、20年度あたりから具体的に萌芽的研究とか一般研究として実施をしていきたい。その中で研究として芽がありそうなものについて、20年度あたりから萌芽的研究とか一般研究という形で具体的な研究に持っていきたいというロードマップ、イメージであります。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 ほかにございますか。はい、どうぞ。

【委員】 私も、ここの部分がこれからの研究所のあり方としては非常にいい方法だと

思っていました。

一つだけ、スケールの大きな研究の実施のところで、研究テーマをつくり上げるプロセスを一応挙げていらっしゃるんですけども、例えばリスクマネジメントで災害対応ということで、こういう形の議論をしてある程度まとめていくということはよろしいと思うんですが、ちょっと気になる点は、研究グループ長以上の役職と書いてあるんですが、若い人の意見はどのような形で反映されてきているのか、その辺お伺いしたいと思います。

【事務局】 このスケールの大きな研究というのは、もちろん若い人も貴重な意見をいろいろ持っていますけれども、あえてグループ長以上に限定しまして、今までの枠を取っ払って、自由に横断的に議論をしようという発想でスタートしています。ですから、社会とのかかわりとか、いろいろな分野とのかかわりもひっくるめまして、スケールの大きな研究をやっていこうということで、あえて若い研究者はとりあえず外してスタートいたしております。

【委員】 そういう形でやっていらっしゃるというのは、まあ、よろしいことでしょうか……。

【委員】 先ほど委員からお話しありましたとおり、少し抑制的につけるということで、こういう文書が回った上で皆さんつけた結果がこれなんですから、基本的にはここで議論した上で、多数の意見を尊重するというので私は同意でございます。だから、これも4点でいいし、前のところも4点でいいとは思いますが。

一方で、意見だけ申し上げますと、先ほどの項目とこの項目は取り組みの方向性としては非常に見識の高い方向を行っているわけで、さすが土木研究所だと思えます。ただ、おそらくその成果が出るのは、その研究をやってみて、研究方針研究の成果がどう出たかというときにこそ花開くべきものである。それから、理念を出すのはいいことであるけれども、言ってみれば当然のことでもあると考えると、1番目と2番目の項目はこの時点で非常に高い成果と判断していいのかというのは、私自身はそういうものではないほうの意見なんですけれども、そういう意見だけ申し上げて多数決に従うということで結構でございます。以降も僕は、多数決方式を基本的にはサポートする側でございます。

【委員】 意気込みというか、その辺は先ほど委員がおっしゃった、非常に元気があるように見えるという点に関連があるのかもわかりませんが、そういう意気込みだけではいかん、結果を見てみないとわからんというご意見でございます。そのとおりかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、先ほどの結果と同じように4点ということにさせてい

ただきたいと思います。

次は、(2)事業実施に係る技術課題に対する取組というところでございます。これに関しましていかがでしょうか。これは土木研究所の自己評価も3点ということで、委員の評価も3点が圧倒的に多いということになっております。3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そうさせていただきます。

次は、(3)他の研究機関等との連携等ということで、これは と の2つの項目を合わせたの評価ということになりますが、 が産学官との連携、共同研究の推進といったことでありまして、 が研究者の交流でございます。これに関していかがでしょうか。国際学会とかに非常にたくさんの方が参加されるようになったことで、研究活動がビビッドに行われていると言えるのではないかと思います。先ほどよりも4点の評価がさらに多くなっております。4点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 では、そのようにさせていただきます。

次は、(4)競争的研究資金等の積極的獲得ということでございます。これに関しましていかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 評定についてはそのとおりで結構だと思うんですが、最近の外部資金といたしますか、科学研究費等で不正使用が行われたということで、それに対する対応をとることになっているんですが、文章の中に内部通報に対する規程を制定しと書いてあるんですけども、これは研究所内だけですか。内部通報は研究所内だけで受けているのか、外部の弁護士の事務所を通じて起こっているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

【事務局】 内部だけではなくて、外部からの通報も受け付けるような規程になっております。

【委員】 内部の方がどこに通報するか。内部だけにあるのか、外にも併設してあるのか。

【事務局】 内部への通報でございます。

【委員】 こういう旧役所的な組織ですと、内部よりもやはり外部のほうに言いやすいんです。企業は中と外に必ず置いて、通報者がわからないような形できちんと調査をする。外国はそちらが多いです。そういう意味では、次のステップのときにはぜひ、内部でもい

いし、外部にも受けてもらう場所をつくっておくことが大事ではないかと思っています。

【事務局】 はい。

【委員】 評定には全然関係ありません。

【委員】 私は、評定はこれでよろしいかと思います。実際、応募されるのはそれぞれの研究者に任されているのか、所として何かバックアップする体制ができ上がっているのか。もっと言えば、先ほどのスケールの大きい研究だとか、研究方針研究に照らした、あるいはのっとった方向で応募することをプッシュされているかどうか。もっと打率を上げるというんですか、そういう工夫はどのようになっているのかちょっとお聞きしたいんですが。

【事務局】 個人ベースでということではなく、もちろん各個人、あるいはチームでいろいろな案は練っていきますけれども、それを組織として会議の場で審査させていただいて、さらにそれをよりよいものにするという形を、その中でいろいろと助言をしながら、最終的にバージョンアップして応募に持っていくという形で、組織的にも応援するような仕組みをとっております。

【委員】 どうぞ。

【委員】 競争的研究資金等の積極的獲得ですけれども、文科省の科学研究費なんかに出したときに、現在は評価がA、B、Cについてくるんですね。昔だったら、採択、不採択だけだったんですけれども、今は、なかなかいいけれども落ちましたとA、B、Cで結果を教えてくれる仕組みになっています。ある大学は、A評価というのはその項目の20%ぐらいの割合だと聞いていますけれども、そこまで高い評価だけれどもいま一步だったということがあって、そこまで頑張っているのなら大学として少しプッシュして、研究費に少し色をつけてあげようという仕組みを持っているんです。今、多くの競争的資金は評価が返ってきますので、その評価をきちんと見てあげるといいう仕組みをぜひお願いしたいと思います。それを所内だけでも公表するぐらいのえげつないこともあり得るのではないかと。受ければしめたものですが、受からなくても評定がどういうものであったかをきちんと見てもらう仕組み、あるいはそれならそれで所内でバックアップしてあげようという仕組みというか、そういうものがあってもいいと思っています。

【委員】 個人評価の試行を始められているわけですね。それとの関連も考えられないこともないわけですね。研究費への応募が個人ベースで行われているのかどうかということも、かなり影響するとは思いますが、ぜひ考えていただきたいと思っています。

それでは、評点としては4点ということにさせていただいてよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そうさせていただきます。

次は、(5)技術の指導及び研究成果の普及、技術の指導でございます。これに関しまして、よろしくお願ひします。これは中に5点の評価もございまして、相当評価が高いということになっておりますが、特段ご意見ございませぬか。それでは、4点ということになるかと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そうさせていただきます。

次は、研究成果等の普及でございます。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 刷り物としての資料というのは昔から、それから近年も非常に活発にされているので、それも十分評価に値するのではないかと思ひます。

一方で、最近のインターネットを使った発表の仕方を見ても、非常に活発なジャーナルなんかは、出しておいて、国際的にコメントを求め合うということを強烈にやっています。そのコメントを全部載せるんです。まず、いろいろ出しておいて、それに対してどう思うかを書いて意見交換して、その意見交換だけ読んでいても非常に学べることが多いです。本格的な論文、あるいは報告書的な刊行物もありますし、一方でインターネットを通じた報告を載せておいてコメントのやりとり、質疑のやりとりをきちんと載せるのも新しい時代のあり方かなと。特に、ICHARMは国際的に認知されなければ意味がないと思うので、そういうやり方も今後あり得るのではないかと。ちょっと検討されたらどうでしょうか。

【委員】 研究成果の普及の点なんですけれども、私は今回、ほかの独法の業績報告書も拝見させていただいて、土木研究所は非常にいいと思ひしたのは、子供用のパンフレットをつくられたというのは着眼点として非常にいいと率直に思ひました。きょう、委員が冒頭お話になっていらっしゃったように、私も今年の土木研究所の業績評価報告書というのは非常に手ごたえがあって、今回はすごく迫力を感じるとともに、出し方、こういうところをやりましたという強調のされ方が、作り方もうまいなと思ひました。

先ほど、着眼点として、後世に対する研究も非常に評価できるというお話もありましたけれども、そういう点では子供向け、小さいころからこういう研究や、こういうことがあると知らせるような、インフォメーションを出していくというのはすごく大事なことだと

思うので、そこに気づかれたという点は非常にいいことだと思います。ほかの独法のときにちょっと触れさせていただいたんですけれども、日本全国の小学生が土木研究所に行かれるかという行かれないわけで、いろいろフォーラムなんかもやったださっているようなんですけれども、そういう点ではインフォメーションとして、情報の伝達ツールとして、日本の遠方にいる子供たちにも情報が伝わるという点でもいいですし、知的財産的な部分を早く知らせていくという点でも非常にいいので、これからもぜひやっていただきたいと思います。

【委員】 いかがでしょうか。それでは、平均が3.6点ということで、4点ということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 今のは、研究成果のA)の項目でした。次は、イ)です。技術基準及びその関連指導の作成の反映等というところでございます。いかがでしょうか。

【委員】 点数はこのとおり4点で私はいいと思うんですけれども、国内だけではなくて海外にも流れていくようにしないと、日本の建設業はかなり大変ですよね。出やすくするためにも、やはり日本の技術力、あるいは基準を海外でも見られるようにというか、わかるようにしていくという努力も、先ほどの広報とも関係しますけれども、重要ではないかと思います。

【委員】 土木研究所が策定・改訂に参画した技術基準類等の例が96ページに載っていますけれども、こういうものに全部出ていくのは大変だと思います。ただ、私もこの中で委員長をやっているものがありまして、その感想から言いますと、比較的発言がおとなしいという感じがするんです。本省ラインの考え方があって、その中でいろいろ発言をされることは大いにあるんですけれども、私の知っている範囲では少しおとなしめだなと。もっと土木研究所としての成果、経験なり知見をもとに、こういうものに参画するときにより主体的に発言されることを望みます。それがこの研究所の格を上げていくというんですか、そういう感じがするんですが、ぜひお願いしたいと思います。これは感想です。

【委員】 それは土研側ではなく本省側の問題ではないですか。(笑)

【委員】 技術基準の適切な対等関係みたいなものもあっていいんじゃないですか。

【委員】 国総研との関係もあろうかと思いますが、国総研との違いというか、この報告書を見てもあまり見えてこないんですよね。

【委員】 そうなんです。

【委員】 その辺のところはどうなっているのかちょっと気になるんですが。

【委員】 おとなしめというより、遠慮されているという感じが時々します。

【委員】 今のこととも関係するんですけども、独立行政法人がどれだけ主務官庁と独立した関係になるかが非常に大事だと思うんです。その一つは、技術課題のときは当然、研究を長年やっている方が主体的に議論を出していく。ただ、一方では、技術の普及になってくると、開発的技術をどこに使ってほしいかという行政に使ってほしい。非常に難しい関係であることは十分わかりますけれども、独立行政法人が生き残るためには、やはりできるだけ独立した関係に持っていくという努力は、これからますます必要になってくるのではないかと。総務省の考え方がこのままずっと続きますと大変ですけども、やはり早いうちに独立した法人といたしましょうか、目指すことが大事だという感じがします。

【委員】 いかがでしょうか。それでは、これも微妙な意見分布でございますが、4点ということにさせていただきます。

次は、ウ) 論文発表、メディア上での情報発信等という点でございます。いかがでしょうか。

【委員】 私の知っている範囲内では、論文等は非常に積極的に発表されていて、学会等でも高い評価を得ている研究が数多くあることを十分知った上で言うんですけども、土木研究所、あるいは主務官庁の国交省で猛烈な調査物をやっておられるんですけども、それが非常にレベルの高いものになっています。例えば、生態系の調査とかあります。ところが、総合科学技術会議みたいなものにどのぐらいそれが反映しているかという、ほとんど反映していないんです。これだけの基礎研究をよくやっておられるのに、例えば環境系の話をすると土木研究所があまり表に出てきていない。我々仲間内の学会等に発表することが多くて、ちょっと外れた理学的なところに発表するとか、『サイエンス』とか『ネイチャー』をねらうとか、そういうところがちょっと少ない気がします。『サイエンス』とか『ネイチャー』もねらわないと、世界的には全く評価されないことが多いんです。そういうチャレンジングな、あるいはスケールの大きい研究というんですか、意図的に研究所が『サイエンス』とか『ネイチャー』に載せるような研究をやらないと、国際的な場で発言力がないというのも事実だと思います。その辺は少し、十分いっぱいやっておられるのはわかった上で、これは評価というよりも希望をこの場で述べさせてさせていただきます。

【事務局】 今のご指摘の件につきましては、18年度におきまして、例えば『バイオサイエンス』という学術誌とか、『エコロジー・アンド・ソサエティ』という学術誌があり

ます。こういう海外の学術誌にも、私どもの研究を投稿、発表させていただいております。

【委員】 より一層ということで。(笑)

【委員】 ただいまのやりとりで、私の質問といえますか言いたいことは大体済んでしまったような感じなんですけれども、こういう評価、質と量、数量的な評価というのは何件出たということでわかりやすいんですけれども、質については、何々賞をとっているということで判断はできるんですけれども、例えば今、委員がおっしゃった、もっと国際的な、あるいはメディアそのものの評価、インパクトファクターとか、そういうものも含めた質の評価が少しできるような資料は我々のところにはないわけですから、わかるような形になればよりいいと思いました。

【委員】 今のようなご意見、ぜひ考えていただきたいと思います。

【事務局】 もうご説明申し上げましたけれども、直接答えておられないかもしれませんが、受賞した論文の一覧は103ページに一応掲載させていただいております。

【委員】 これも4点が1人多いということでございますので、4点という評価をさせていただきたいと思います。

次は、エ)でございます。研究成果の国際的な普及等ということでございます。この辺、先ほど来の議論と関連が深いかと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。それでは、時間の都合もございますので、4点ということで進めさせていただきたいと思いません。

次は、知的財産の活用促進という項目でございます。これに関しましていかがでしょうか。これはかなり評価の高い結果になっておりますが、よろしゅうございますか。4点ということにさせていただきたいと思いません。

次、技術の指導及び研究成果の普及による効果の把握という項目でございます。いかがでしょうか。これを導入することによってどれくらい利点があるか、数値的に試算したというご報告がございました。いかがでしょうか。これはまだ試算の段階であるということとを考慮されたんだと思いますが、土木研究所の自己評価は3点になっております。委員の平均も3.4点という格好になっております。3点ということでよろしゅうございますか。では、そうさせていただきます。

次は、(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献でございます。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 設立早々活躍されていて、私は十分評価しているんですけれども、国際的な

活動を積極的に推進と書いてあるわけですが、職員の方を個人的に見てみると、あくまで国内的な縛りの中で生きざるを得ない。それは日本にいる限り当然なんですけれども、国際的な場に行ったときに非常に制約の多い息苦しさを感じておられるのではないかと。それは日ごろ見ているんです。全部やっているわけではないですけれども、アメリカのカリフォルニア大学は外国へ行ったときもほとんどクレジットカードで、例えばいい本がある、欲しい、読みたいというクレジットカードで買ってしまうんです。それは研究用のクレジットカードなんです。クレジットカード会社が全部経理してくれて、全然おかしな金の使い方ではない。あるいは、外国にいても突然どこかに行かなければいけないというときの旅費等はクレジットカードからできるんです。これが最近、進んでいるなという感じを持っていたんですけれども、ICHARMみたいなところが活動されるときに、実験的にそういう試みがやれないものか。活動の自由度を保障してあげるというのでしょうか、それが法的にできるかどうかは、私、知りませんのでわかりませんが、そうしないと外国の人たちと活動して、一緒に調査しようとか何とかというときに、日本国内の法の縛りがきつ過ぎてどうも動きづらい。本人たちはなれておられるから、それを動きづらいついていないかもしれませんが、そういう実験的な試みがあってもいいのかなと思っています。

【委員】 大学は、今のようなことを何かやっておるようですが。

【委員】 いいものができるようです。来年ぐらいから。

【委員】 そうですか。

【委員】 独立行政法人はどうか知りませんが。

【事務局】 経理は国の制度に準じ非常に厳しくやっております、そういう自由度を今の制度で与えることはなかなか難しいんですが。

【委員】 やられる大学も出てきたんですか。

【委員】 来年ぐらいから始める予定です。買った額の0.何%が大学に戻ってくるといふこともありますので、積極的に、我々にもプラスアルファがあるということで。

【委員】 事務的な手続はそちら側にやらせてしまうんですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 クレジットカード側にやらせてしまう。

【委員】 大学のお金で使うのか、科学研究費で使うのか、それは自分で持っていきたいとだめですけれども、使い分けていく。

【委員】 公か私か、公ということであればクレジットカードで。

【委員】 個人でも使える。

【委員】 そうなんですか。

【委員】 これは希望ですから。(笑)

【委員】 なかなかにはわかにはできにくいのかもわかりませんが。

【事務局】 今は公的な会計基準に準拠してやっておりますけれども、独立行政法人で国家公務員の身分も離れましたので、徐々に私企業的な色彩が強くなってきていますので、いずれかの時点で可能になるうかとは思いますが、今すぐというわけにはいかないという気がします。少し勉強させていただきたいと思います。

【委員】 評価としては、4点ということにさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そうさせていただきます。

次は、(7)公共工事等における新技術の活用促進という項目でございます。これは自己評価も3点ということで、5点もあり、4点もあり、3点もあるということで分散をしておりますが、非常にサービスしているという高い評価でございます。3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 次、(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献という項目でございます。専門技術者研究会というものをつくって、地方の技術者の技術力を高める試みを始めたということでございます。

【委員】 この項目だけでもないんですけれども、研究活動について全体の印象なんです。先ほど委員がおっしゃったように、今年の報告書は勢いがあるというんですか、非常に積極的に評価されているという点は、わたしは高く評価しているんですけれども、自分たちのやっていることの質を相手側から見る必要はないかと思っているんです。というのは、土木研究所としてはやったとおっしゃっているわけですが、受けているほうがそれをどういうふうに見ておられるかということも、主観だけではなくて少し客観化する、もちろん論文の受賞とか客観的な評価もたくさんつけておられるんですが、例えばこの項目についても、受講者がどういうふうに見ておられるかというようなことも一つ加えていただくと、自己評価にもすごく説得力が出てくるのではないかという気がしております。

【事務局】 この報告書の中には記載しておりませんが、専門技術者研究会につきましても、委員ご指摘のように相手方がどのようにこれを考えているか、とらえているかということで、実は先方に対してアンケート調査をしております。そのアンケート結果を私どもいただきまして、もっとこういうふうに改善すべきだといういろいろな意見がありますから、そういうものを踏まえてまた改善するということで、いい方向に改善するということで、今、取り組みも進行中でございます。

【委員】 もう一つ、具体的な課題で、受講者との間でやりとりされて、それが現場の技術にどう生かされていったかとか、一連のものとしてなっていると土木研究所としても成果が上がっているのではないかと思うんですが、ぜひお考えいただきたいと思います。

【委員】 この項目が前半の最後だと思うので、まとめるということで申し上げようと思うんですけども、先ほど来出ているように、この報告書が迫力のあるものになってきたし、説明も迫力があるというのは同感でございます。反面、それはなれてきた面もありまして、実を言うとどこもそうになっているんです。何ていうんでしょう、評価はしなければいけないことになっているからすればいいんですけども、一方で土木研究所の最大の使命は、研究をすることによって国土に対して貢献して、国民に福祉を与えるところに尽きるわけで、研究者として採用されている人がほとんどで、当然のことながらそこで仕事をしてもらうのが本来業務ですよね。それについては僕の見限り、私の知る分野について言えば大変クオリティーの高い成果を上げている。これは問題のない感じだと思います。

一方で、それに付随した周辺業務が大変に増えているというのは、関係している中の人にも聞くし、皆さん方もものすごい大変でしょう。つまり、これだけの資料をつくるバックには一体どれだけかけて、先ほど子供用のパンフレットがすばらしいというご意見もあったけれども、それは本来業務ではないわけで、子供は顧客でもないし、むしろ教育でやるべき仕事であって、ひょっとしたら、同じ研究の仕事でもそういう成果を受け取って国土交通省がやるべき仕事かもしれない。土研でそんなところに労力を割いてどうするのという見方もできないことはないですよ。だけど、やはりこうやって評価をしようということで、いろいろなことをやって、ぱっと見てわかる成果を出さなきゃいけないから、そこに労力を割く。

ぜひやっていただきたいのは、次の時代に向けてあり方を考えるというのは、決してこのままの姿が一番いいということではなくて、本来、土研の業務は独立行政法人に向いているのか。そこも考えてみると、どんな業務はやるべきことだし、どんな業務はそうでも

ないことかという勉強とか、この種の評価にどれほどの労力を割いているのかということもちゃんと調べておいて、次の時代に向けてやってほしいと思うんです。もう気の毒なくらい業務量をかけて、僕はこの評価業務に対して大変評価しているんです。感想でございます。

【委員】 去年12月ぐらいでしたか、アメリカの陸軍工兵隊、元W E Sの方が来まして、その後ミシシッピー川の調査にアメリカ側と行ったんですけれども、そのときの研究所の案内も、一緒についていってくれた人も、みんな研究所のOBなんです。何か軽く見られたのかなと思う反面、OBの人が一番詳しいんです。現職の若い人に下手に説明してもらうよりよっぽど、何でも知っている人でした。今後、高齢社会を迎えるに当たって、OBの活用も十分あり得るのではないかなと思うんです。現職の研究員の方がすべてをやらなきゃいけないというと大変なことになるので、そういうようなことを、あるいは子供たちへの情報提供みたいなこともそういうことにたけたOBの方にお願いできれば、そういうこともあり得るのではないのでしょうか。

【委員】 若手の育成については、少し懸念されている委員がわりあいおられるように感じるんですが、スケールの大きい研究は若い人を除外しているということがありました。

【池田理事】 一言言わせていただきますと、スケールの大きな研究というのは別に若い人を排除しているわけではないんですけれども、やはり広い立場からいろいろな経験を踏まえた上でまず議論をしたいということで、ある程度経験を積んだ者で集まってみたところでございます、別に除外したわけではなくて、どんどん増やしていきたいんですけれども、そういうつもりでやってみました。

それから、研究方針研究というのはむしろ若い人が、既存の研究の流れではなくて、もっとこういうことをやったほうがいいのではないかなとか、まだルールがあまり引かれてないものについてもチャレンジしたい、意欲的に取り組んでみたいということについて、若い人のアイデア募集という形で意欲を高めようということでもまずは始めました。こういう両方の面から取り組んでいるというのが我々のスタンスでございます。

【委員】 これは3点が1人多いんですか。ですから、3点ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、そういうことにさせていただきます。

以上で、大項目の1が終わりましたので、次は大項目の2に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、大項目の2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置でございます。

(1)からご説明いたします。 の項目でありますけれども、再編が容易な研究組織形態の導入につきましては、先ほど来出ておりますけれども、18年度は2つの研究所が統合されて初年度に当たるわけでございますが、まずは円滑な組織運営に力を注ぐことにいたしました。

158ページの上に記載しましたとおり、円滑な組織運営を目指しまして、組織や給与、人事、防災に関する規程、あるいは研究評価に関する要領などの統合、研究評価委員会の再構築、会計システムの統合、さらに施設の相互利用、成果普及のためのイベントへの共同参画、こういった形で一緒になった取り組みを進めてまいりました。これらは、統合1年目に組織として一体となるために、特に18年度に力を入れて取り組んだ部分であります。

機動性のある組織運営としましては、ほかに、既存の研究グループの枠を取り払い、横断的な研究体制の構築を積極的に実施するというので、先ほど来出ておりますけれども、重点プロジェクト研究の推進に当たりましては、複数の研究チームが連携する体制を構築しております。また、18年度には新たに、複数の研究者が必要に応じて研究ユニットを形成して、特定の研究課題に取り組むといった体制も導入いたしました。

160ページの(1)の の項目についてですが、土研コーディネートシステムをさらに有効に機能させることを目的としまして、各コーディネーターが国交省の地方整備局等を訪問し、組織の紹介、あるいは新技術の紹介などを行いまして、連携の強化、さらには相談しやすい環境の構築に努めてまいりました。その結果、このコーディネートシステムが、国土技術開発賞最優秀賞を受賞しました、先ほど申し上げましたインバイロワン工法、あるいは161ページのコラムに示しております、下水汚泥の重力濃縮技術といった技術の現場導入のきっかけとなったということもあります。

162ページでございますが、寒地土木研究所の職員をつくばの技術推進本部に併任をかけたしまして、2つの研究所が連携して技術の普及を図れる体制を強化しております。そして、3H工法やランブルストリップスなど、つくばと寒地が個別にこれまで開発した技術について、相互に連携して普及活動を行っております。

163ページの(2)の項目であります。164ページに記載しておりますとおり、2つの研究所の統合に伴い、研究評価所内委員会、土木研究所研究評価委員会、及び土木研究所研究評価分科会を再編成しております。主な再編内容といたしましては、167ページの表-2.2.1.4にありますように、土木研究所研究評価委員会、いわゆる外部評価委員会とっておりますけれども、これを一本化しております。また、166ページの表-2.2.1.2にありますように、研究評価所内委員会につきましても、委員の交流を図ることといたしました。また、研究評価結果は研究所のホームページや報告書にまとめ、その後の研究へ積極的に反映をさせております。

先ほどもちょっと出ておりましたけれども、184ページにありますとおり、研究者一人一人の業績評価につきましても18年度に試案を作成し、19年度より試行を開始しております。

185ページですけれども、近年、社会問題と言われます研究結果のねつ造等の研究所の不正への対応としましては、研究倫理の向上を図るための規程を18年度に定め、幹部会議での徹底、あるいはイントラネットへの掲載等を行っております。

168ページから179ページには、18年度に開催した研究評価委員会について述べております。

180ページから183ページには、18年度に終了しました研究課題の事後評価等を行うために、19年度に開催した研究評価委員会について述べております。

次に、飛びますけれども、186ページの(3)の項目についてですが、事業化・電子化の推進に関しましては、独法化以降さまざまな方策を講じてまいりましたけれども、18年度はそれらの方策を継続しますとともに、187ページに記載しましたとおり、土木研究所刊行物や発表論文のPDFファイルでの登録を可能としたほか、土木研究所報告についてはフルペーパーの閲覧を可能とする、こういったシステム改良を行っております。

そのほか、ここにありますがけれども、給与支給明細書の電子化、幹部職員の出退表示盤の電子化などを行い、一層の業務の効率化、電子化を図っております。

電子化を進めると並行しまして、一層重要となりますセキュリティ対策についても取り組んでおまして、189ページに記載しておりますとおり、セキュリティポリシー講習会を実施するなど、役職員へのセキュリティ対策の周知にも努めております。

192ページ、(3)のアウトソーシングの推進についてですが、195ページに記載しましたとおり、研究所の職員が必ずしも専門としない分野につきましても、大学への委

託研究や専門研究員の雇用により効率的な研究を図っており、質の高い研究の実施に努めております。

研究部門におけるアウトソーシングは、193ページにありますけれども、定型的な作業、あるいは単純作業は基本的に外注することとしましたけれども、高度な技術関連の発注は技術の空洞化にならないよう留意しつつ、業務の根幹をなす部分は私ども研究所のほうで行うこととし、監督や指導を通じて適切な実施に努めております。

198ページの(3)でございますが、199ページの上から2行目にありますとおり、一般管理費につきましては17年度予算を基準として3%程度の経費が削減されまして、目標を達成しております。独法化以降、コピー用紙の両面使用、夏期の割引制度の活用による電気料金の縮減や構内の草刈りのコンポスト化、こういったさまざまな経費節減策を実施し、効果を上げてきたところでありますけれども、18年度はそれらの方策を継続して実施したほか、新たな方策として、199ページにありますとおり、つくばの研究所と寒地土木研究所で会計システムを統合しまして、維持費用を約150万円節約しております。また、引き続き取り組みました電気料金の低減策につきましては、一般競争入札と電力使用時期の調整によりまして、総額約1,150万円を節約しております。

200ページですけれども、施設、設備の効率的利用につきましては、202ページの図-2.4.1.2にありますとおり、施設の貸し出しについて金額、件数とも過去最高を達成しております。16年度から17年度にかけて貸し出し金額が急増しておるわけですが、18年度はその高い水準をさらに更新しております。

その要因としましては、対応マニュアルに基づきまして施設貸し出しに関する問い合わせに懇切丁寧に対応したこと、さらに201ページの図-2.4.1.1に示しましたとおり、ホームページ上での情報提供を充実、改善したり、202ページの写真-2.4.1.2に示しましたが、簡便なパンフレットを作成して配付し、積極的なPRを実施したこと、こういったことが実を結んだものと考えております。

さらに、外部機関の方々が使用計画を立てやすいように、施設の所内での利用計画を年度当初に公表しております。さらには、試験機の隣に試験体を準備するためのスペースを確保しまして、試験と試験体の準備を並行して行えるような環境づくりを行ったということ。こういったことも寄与しているものと考えております。

203ページの表-2.4.1.1ですけれども、貸し出し相手先につきましては民間に限らず広く公益法人等にも及んでおりまして、私ども研究所の施設が社会に広く貢献してい

るものと考えております。なお、実験施設利用者からは、施設の信頼性や手続が簡単であるというコメントもちょうだいをいたしております。

以上でございます。

【委員】 それでは、大項目の2．業務内容の高度化による研究所運営の効率化という点でございます。(1)組織運営における機動性の向上、再編が容易な研究組織形態の導入、研究開発の連携・推進体制の整備という項目でございます。ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

【委員】 研究グループの横のつながり、横断的な連携の研究についてちょっとお伺いしたいんですが、戦略的な研究をこれから進めるに当たって、おそらくバリアを取った形で横断的な研究が増えてくると思います。今回の報告書も、基本的にそういう方向でかなり強調している点は理解できるんですけども、ただ組織そのものの、例えば159ページの組織は今までどおりの一般的な書き方で、研究の策定プロセスみたいなものがどういう形で実際に行われているかというところが、ここでは少しわかりづらい。多分いろいろな形で、重点もそうですけれども、戦略的な研究等、横でやっている部分の作り方をどういう形でやっているのか、組織的にどういうふうに考えてやっているのかがちょっと知りたい。全体的にはそういうところがちょっと、逆に言ったらこれからの一つの方向性というか、非常に大事なポイントかなと。効率的にそういうものをつくり上げるためには、どういう方法を使っているかというところを少し、実際やられている例があれば教えてほしいと思います。

【事務局】 つくばと寒地の研究連携については、昨年以來、研究評価外部委員会で一生懸命やるようにという叱咤を受けておまして、つくばと寒地と研究的に関係性のあるチーム同士が行き来をしてディスカッションしつつ、連携できる内容を見つけるという作業をやっております。その結果、代表事例で挙げていますような連携案件が今のところ挙がっています。今後も、継続的にやるという方針がございますので、新たな案件を見つけるという作業も引き続き行っているところです。

【委員】 それはケース・バイ・ケース的な感じでやられているのでしょうか。それとも、ある程度体系だった形で組織的につくられているやり方でしょうか。

【事務局】 それは何件出しなさいという意味合いですか。

【委員】 あるものをやりたいということであれば、北海道と旧土研のあるユニットを自主的につくってやっていくというやり方なんでしょうか。

【事務局】 重点プロジェクトの個別課題で既に行っている研究もありますように、チームごとに分担をしているテーマもございますし、情報交換レベルとか、研究連携としてはまだ熟度が初段の段階のものもございます。それはさまざまですけれども、全体として非常に奨励されていることでもありまして、各関係チームは意識的に行おうとしているということでございます。ちょっと答えになってないかもしれませんが。

【委員】 わかりました。

【委員】 2つの研究所が統合されて、まだ日が浅いということでございますから、今後、大いに連携が進むように努力していかれることを、この段階では見守るということかなという気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この評価は、4点が5人、3点が6人ということでございますので、3点ということにさせていただきますと思います。

次は、(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築という項目でございます。これは自己評価も3点、各委員の評価もほとんどが3点ということでございますので、3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そういうふうにさせていただきます。

次は、(3)業務運営全体の効率化、情報化・電子化の推進、アウトソーシングの推進、一般管理費及び業務経費の抑制という3つの項目を一緒に評価していただくということでございます。いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 質問なんですけれども、ちょっと前に戻るんですけれども、158ページに国の行政機関の定員の純減へのかかわりとあって、北海道開発関係だけで138人が土木研究所に移管するということになって、それはもう動いているんですか。

【事務局】 今後、138人の職員が北海道開発局より土木研究所に移管される予定であります。

【委員】 ということと、難しいことでしょうけれども、業務の効率化なんていうのはなかなか大変なことですね。

【事務局】 移管される138人の方は、現在でも北海道開発局で事業を実施されるに当たって非常に大規模な工事、あるいは技術的に難しい工事とか、あるいは新技術の導入を図るという業務に従事されている方ですが、全部が難しい工事ばかりやっているわけではなくて、一部ごくごく普通の工事もやっておられるけれども技術開発的な業務もやって

おられる方で、そういう方の中から138人を、より現場技術の開発、あるいは現場技術の向上のために資するような形で、土木研究所に貢献するように138の方が移管されるということでございます。では、その方々にほんとうに何をやっていただくのかということは、これから大臣のほうから中期目標の変更等で指示がございまして、それを受けた形で私どもが計画変更するということになってくると思います。

【委員】 わかりました。一方でアウトソーシングをしますとか、効率化を図りますと言いながら、一方でそういうことを受けなければいけないつらさがあるということを理解した上で、今後、評価をしなければいけないということですね。わかりました。

【事務局】 それは来年度の評価です。(笑)

【事務局】 北海道局でございますが、今の先生のご質問に若干補足いたしますと、この会議の最後のその他のところで、若干状況をご説明しようと思っていたのですが、研究所側から見ますと中期計画の変更が今後出てくる可能性がございまして、その辺が具体的になった時点で、また先生方にご相談ということを考えていたわけでございます。

状況を若干ご説明いたしますと、158ページにありますけれども、今、山田先生からご指摘ありましたように、政府全体の行政改革の中で、北海道開発局について大幅に定員を削減するということが政府として決定されております。約6,200人の定員うち約1,000人を削減する。削減の方法としては、役所そのものの中の組織統合ですとかアウトソーシング、業務の効率化等で1,003人を削減するとなっているのですが、そのうち、今、事務局からも話がございましたが、特に技術開発にかかわる部分につきましては、アウトソーシングというよりは、基礎的な研究をやっている土木研究所と一緒にやることで、基礎的な研究から現場での技術開発、さらには指導、普及といったところまでを一連としてやることで、より効率化が図れるのではないかとということで、そこは単に役所から削減するのではなくて、土木研究所のうち主に寒地土木研究所になると思いますが、そこで統一して積雪寒冷地にかかわる技術開発を一体的に進めるということで考えております。

この1003人の削減は、閣議決定ということで政府全体で決めた中で、今、ご説明したようなことを国土交通省として検討している段階でございます。したがって、中期計画等の修正等が今後出てくる場合について、また先生方にご相談しながらというふうに考えております。

【委員】 138人というと、現在、寒地土木研究所は何人おられるんですか。

【事務局】 160名です。

【委員】 相当なものですよね。研究の性格にかかわることになる可能性があるわけですね。相当真剣に考えないといけないと思います。来年度の問題ということでございます。

それでは、これは3点が多いということでございますので、3点という評価にさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 次は、(4)施設、設備の効率的利用という件でございます。いかがでしょうか。非常に高い、効率的に施設を利用されているということが見えるわけでございますが、貸し出したために独自の研究に差しさわりが生じたという事例はないのでしょうか。

【事務局】 貸し出した以降、うちのほうで急用が出てきたとかいうトラブルは一切ございません。

【事務局】 今までのところはないんですが、可能性としてないわけではないです。大規模な地震でも起きたときは契約変更していただいて、ちょっとお待ちいただくことになろうかとは思いますが。私どものほうで、年度当初、研究部門に、自分たちが使う時期を研究内容と合わせて最初に決めさせておいて、空いている期間に貸し出すということを皆さんにお知らせして、借りるほうはそれを見ながら、自分の都合のいいときに申し込んでこられますので、あまり一方的に私どもが、借りられるほうもそれなりの研究目的なり、自分の業務の都合で実施されるわけですから、一旦契約をした以上、こちら側の都合ばかり言うわけにもいかないところがございます。よく貸し出しているのは大規模な振動台ですが、貸し出している相手が原子力研究機構で、原子炉の安全性を確かめる実験をされているようなときに、それをやめると言うわけにもなかなかいかない。ちょっと難しいところはあります

【委員】 予定よりも貸し出しの成果を大変上げているので、高い評価をさせていただいたんですが、参考までに伺いますけれども、こういう種類の施設のトータルの稼働率というのは何%ぐらいになっているのかということと、トータルの稼働率のうち、直営で、要するに自分のところの研究に使っている率がこのくらいで、空いている結果として何%ぐらいが貸与になっているのか、そこを知りたい。

もう一つは、もちろん有償でお使いいただいているわけでしょうけれども、使うにはランニングコストがかかりますよね。当然、実験に伴うランニングコストは原因者が負担するんでしょうけれども、大型施設は基礎的な維持管理費がかかるでしょう。そういうものをどのぐらいの率で費用負担することになっているのかという感覚的なことを知りたい。

それから、こういう種類の大型実験施設というのは、日進月歩とは言わないけれども、大きいから長く使わないと進まないんだけど、長く使っているうちにいろいろな性能が陳腐化するようなところもあって、時々グレードアップしないといけないですね。その辺はどんな考えでおやりになっているか、ざっとしたところで結構ですから、教えていただけますか。

【事務局】 貸し出す金額については、国有財産を貸し出すときの規程がございまして、それを準用して決めておりまして、かなりリーズナブルというかお安い、民間の方々が自分たちで類似施設をつくってやったら、とてもそういうものでは済まない金額、比較的割安なので、たくさん借りに来られるんだろうと思います。

それから、電気代だとか、施設を動かすのに、その機械を作ったメーカーの人たちが立ち会わないととても動かさないと。土木研究所の職員は動かさすけれども、動かしてあげる仕事までやっているわけではありませんから、機械をお貸ししているだけですから、そういうための経費は別途借りた方がお支払いになります。

通年かかる維持管理費は、使用料の中に含めて取っております。

それから、この収入のうちのある部分は、例えば振動台で5,000万円収入があると、1,000万円ぐらいはその機器の維持補修費に充てるということで、機械の性能維持、メンテナンスの費用に充当することによって、研究所として独自に維持しなければならない維持管理費の節減に役立っているということになっております。

今、非常に稼働率が高いのは大型振動台でございまして、原子炉だとか大きなものと、土木の分野ではなくて住宅メーカーが非常にたくさん借りに来ています。最近、地震が多いものですから、新しいタイプの家をつくったら、阪神・淡路大震災でも絶対に壊れないと証明しないと絶対売れないんです。阪神・淡路大震災の地震波が再現できる施設というのは、今のところ土木研究所と、兵庫県に防災科研がありますが、あそこは大き過ぎて、あそこを借りに行ったら金が大変だということで、ちょうどお手ごろの値段ということで、私どものほうに借り手が殺到しているということです。

振動台の稼働率でいって、私どもは3割ぐらいですか。2割か3割ぐらいで、あとはほかにお貸ししているということです。

【委員】 わかりました。ありがとうございました。

【事務局】 稼働率は、203ページ、施設ごとに貸付期間というところがありますので、それをごらんいただければ外部機関に貸し出した期間はわかります。それに加えて、

私どものほうでどれだけ使っているかということで、こういう形になります。外部の貸し出した期間はこんな状況です。

【委員】 それはわかるんだけど、この中で365日なんていうのもあるんだけども。

【委員】 貸し切り。

【委員】 これ、貸し切りですね。

【委員】 敷地ですから。

【委員】 ああ、敷地か。なるほど。

そうすると、先ほどのお話のように、振動台なんかだとトータルでは外部に貸し付けているほうが使っているという関係でしょうけれども、大体そんな調子なんですか。

【事務局】 振動台と、あと二、三の……。

【委員】 やはり自分のところで使っているほうが多いんでしょう？

【事務局】 そうです。

【委員】 そうでなければ何か変ですよ。(笑) どうもありがとうございました。

【委員】 このままだと評価結果が見えていますけれども、例えば5点に評価する場合は、どういう状況であれば5点になるのかがちょっとわかりにくいんですが、件数とか金額は過去最高ですよ。情報提供を改善するとか、さまざまな取り組みを行ってこういう成果が出ているわけですが、こういう結果を見ても最高ランクの5点、抑制的にすべきだという意見はわかりますけれども、どうなったら5点をつけられるんでしょうか。それがちょっとわかりにくいんです。

【委員】 ノーベル賞だとか言われているから。

【委員】 今の貸し付け日数、365 - 貸し付け日数は土木研究所で使っておられるということになるんですが、実際に使っているというのがどういう意味かということもやはりあるんだろうという気がします。365日という例もありましたが、全部貸してしまうことになると本来の業務ができなくなるわけですし、この問題に関しては非常に難しいと思います。

【委員】 余計なことを言ったようではありますが、各委員がそれぞれ総括的にこの実態をとらえて読むとか、評価されているわけですから、その合意としての平均値に基づく評価で私はもちろん構いません。異論はございません。5点にすべきではないかという意見ではなくて、どう評価したらいいのかちょっとわからないという率直な感想です。

【委員】 貸し出しに関しては、2年ぐらい前の土木研究所に比べると毎年努力されていて、年間の空いているところを見やすく情報提供されるということで非常に努力されている面だと思ひまして、実は私も4点にしようか5点にしようか迷ったところなんですけれども、さりとて実際問題、5点という評価をつけにくいんです。特筆するというのは、比較において特筆するというところでつけるんだらうと思うんですけれども、5点と言い切っているのかどうかちょっとわかりにくくて、私も4点にしてしまったんです。非常に努力されていて、ほかの独法と比べても情報提供の仕方がうまいと感じました。

【委員】 施設をどのように使うのが最も理想的かを考えるということなのかわかりません。非常に難しい面がありますが、5点としたいところをかなり抑制的にすることが4点になった理由かなという気もいたします。そういうことで、4点ということで評価させていただくということによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 では、そうさせていただきます。

【委員】 僕は4点でいいんですけれども、評価はそれでいいんですけれども、一つだけ質問を。

203ページの43、44に流速計検定施設とあって、貸付期間が1日なんですけれども、205ページを見ると、18年度と16年度で114台とか156台の検定をしたことになっているんです。1日でこんないっぱい検定できるのは変だなと。何かのミスではないか。ちょっと見ておいていただけませんか。

【事務局】 私どもが流速計検定を現場の事務所から依頼をされて、受託して、自分でやったものです。そうではなくて、民間の流速計メーカーが、自分が開発した流速計の検定をうちの水路を借りに来てやったというのが貸した水路ということで、全く別でございます。

【委員】 わかりました。

ついでに聞いておきたいんですけれども、検定というのはお墨つきがないと公的には認めないんですって？

【事務局】 河川局長の通達で、一応、検定を受けた上で毎年度の河川の流量測定をしろということになっておりますが、現在は法的には根拠がなく、法的に規制されているものではないと思います。

【委員】 そうですか。

【事務局】 はい。昔、通産省が電力開発のための流量検定をやって、流速計検定所という組織を持っていたことがあるんですが、それは今はなくなっておりまして、財団法人電力中央研究所とその関連会社がやっておられます。

【委員】 わかりました。私は、この検定があったほうがいいのではないかと思うときがあるんです。雨量計というのは気象庁長官の認める検定があって、今どきあんなものをもらわなくて十分精度よくはかれるんだけれども、その検定を通さないと公に認めないという仕組みにしていまして、ある部分えらい金がかかる仕組みになっているんです。雨量計は日本中にもものすごいっぱい、何千、何万とありますから。流速計検定は土木研究所のものをもって何とかとちょっと入れると非常にいいんですけどね。研究所がやれることかどうかわかりませんが。

以上です。

【委員】 先ほど一緒に申し上げればよかったんですけども、理事長のお話で、非常に効率よく貸しているということになるとほとんど余りがない。貸出率を上げればそういうことになりますよね。そうすると、万が一バッティングしたときが困る。今までは、過去の実績としてトラブルになった事例はないというお話だったんですけども、今後のことを考えていったときに、契約書的なところで言うと、そういう場合はどんな対応になっているのか。後で見ておいていただければと思うんですけども、どんどん貸し出しの率を上げていけば、当然、何らかの形で対応策はとっておかなければいけないと思うので、そこを気をつけていただきたいと思います。

【事務局】 契約書的には、どちらかの瑕疵があった場合には、そちらのほうで責任をとるようなことになっていると思います。一応、契約書的には何か決めがあると思います。

【委員】 土木研究所のほうで優先的に使えるという契約書になっているんですか。先ほど、そういうご説明だったんですが。

【事務局】 すみません。それは確認を。

【委員】 優先的に使わせてもらうというようにお話があったので、ちょっと気になったんですが。

【事務局】 どうでしょうか。よくて協議なのか、あるいは優先、取り消しが可能と書いてあるのか、そのところはちょっとよくわかりませんが、そういう事態に対処する条項は入っていると思います。

【委員】 それは確認しておいていただければと思います。

それと、これはもともと貸し出し物件ではないので、貸し出しする、しないにかかわらず、減価償却は定額でやっていらっしゃるんですね。

【事務局】 はい、やっています。

【委員】 ちょっと時間が押してまいりましたので、次の大項目3に進ませていただきたいと思います。

【事務局】 207ページからでございますけれども、大項目3. 予算、収支計画及び資金計画につきましては、適切な契約及び計画的な管理の下で効率的な予算執行を図り、一般管理費、業務経費とも年度計画における目標を達成しております。212ページに記載しましたとおり、18年度の契約状況については、随意契約件数の占める割合は全体の9%となっております。これは前年度に比べ16ポイント減少しており、国における取り組み等を踏まえ、適切な計画の実施に努めた結果だと考えております。

217ページでございますが、4. 短期借入金の限度額については、法人にとって予見しがたい事故等の発生がなかったため短期借り入れは行っておりません。

218ページの5. 重要な財産の処分等に関する計画については、18年度は重要な財産の処分等の実績はありません。

219ページの6.(1)の項目につきましては、221ページに記載しましたとおり、適切な予算管理の下で施設の計画的な整備を行うことができたと考えております。

222ページの6.(2)人事における計画につきましては、223ページの表-6.2.1.1に示しておりますが、7名の専門技術者等を任期付き研究員として採用しましたが、透明性の確保と、より能力の高い研究者確保の観点から、18年度から原則公募としております。また、大学との人事交流等により、高度な研究業務の推進のための人材の確保を行いました。

新規職員につきましては、土木研究所独自で、国家公務員一種試験合格者より研究職員3名を採用しております。

専門研究員につきましては、景気の好転による民間企業の採用意欲の高まりの影響を受けまして、優秀な人材の確保が難しくなりつつあります。そのような中でも、より高度な専門性を有する人材を確保することが不可欠であることから、フレックスタイム制の導入等、待遇改善を実施し、18年度に新たに13名を採用しております。これらの研究者を各研究部門に適正に配置することにより、業務運営の効率化を実施しております。

職員の資質向上のための取り組みとしましては、研修計画を策定し、職員に積極的に研

修を受講させました。学位の取得も重視しておりまして、14年度に大学院博士課程後期課程進学助成規程を制定し、若手研究員の学位取得を助成しております。18年度は、同制度により2名が学位を取得しております。

人件費につきましては、人員管理の効率化等に努め、中期計画に定めた18年度の削減目標を達成しております。

以上でございます。

【委員】 それでは、大項目の3.でございますが、いかがでございましょうか。4点が1つございますが、ほとんどが3点ということで、3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、そうさせていただきます。

【委員】 4.5.は該当がないということで、6.でございます。その他主務省令で定める業務運営に関する事項、(1)施設及び設備に関する計画でございます。いかがでございましょうか。これも3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 では、そうさせていただきます。

次は、人事に関する計画でございます。いかがでしょうか。これも3点ということでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 では、そうさせていただきます。

以上で全部の項目についての評価が終わりまして、評定の結果の総括でございます。今の評点でございますが、小数点以下をどうするかというご質問がございましたが、ここでは各項目について丸めた数字で評価しておりますが、合計点で78点、パーセンテージにいたしますと118.2%ということになります。基準でいきますと、100%以上120%未満であれば順調という評価でございますので、順調であるという評価になったということでございます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員】 それでは、そういうことにさせていただきます。

続きまして、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見がありましたらお願いしたいと思います。総合評価というものが席

上配付の資料の最後、A4判の紙1枚が入っております。何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、先ほど申しましたが、118.2%で順調という評価であるということで、課題・改善点、業務運営についてはいただいた意見をもとに事務局で整理をいたしまして、後日、委員の皆様にご確認していただきたいと思っております。

次は、議事の2つ目、平成18年度財務諸表及び利益の処分についての意見聴取でございます。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 それでは、平成18年度におきます土木研究所の財務諸表及び利益の処分についてご説明を申し上げます。お手元の資料4-1から4-4がその関係でございます。

まず、資料4-3、平成18年度財務諸表をごらんいただきたいと思っております。この財務諸表は、独立行政法人会計基準に沿って作成したものでございます。なお、お手元に資料4-4、当法人の監事及び会計監査人の監査を受け、1枚めくっていただくとおわかりになりますが、適正であると認めますという報告を受けているところでございます。

財務諸表の内容につきましては、お手元の資料の4-1、平成18年度財務諸表の概要というペーパーでご説明申し上げたいと思っております。利益処分につきましては資料4-2、これも概要、1枚ペーパーでございますが、これでご説明を申し上げたいと思っております。

資料4-1でございますけれども、平成18年度財務諸表の概要でございます。2ページに内訳がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

資産の状況でございますけれども、平成18年度末の資産は379億4,000万円でございます。期首に比べまして8億5,700万円の減となっております。このうち、固定資産の当期における増減分析をいたしますと、下のグラフのとおりとなっております。当期の増加分として7億5,100万円ございますが、一方で固定資産の減価償却費等による減少が15億8,500万円ございます。結果として、8億3,300万円の減少となっておりますが、年度計画に定めました施設及び設備に関する計画に基づきます実験施設等の整備は着実に実施いたしておるところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。負債の状況でございます。平成18年度末の負債でございますが、46億1,700万円ございまして、期首に比べ9億3,400万円増になってございます。流動負債に1億1,300万円の運営費交付金債務がございますが、これは翌事業年度に繰り越したものでございまして、翌事業年度において収益化する予定でございます。

5ページでございますが、資本の状況でございます。平成18年度末の資本は333億2,300万円でございます。期首に比べ17億9,200万円の減となっております。ポイントといたしましては、下に書いてございますが、当年度から固定資産の減損に係る独法会計基準が適用されておまして、市場価格の著しい下落により電話加入権に減損が生じております。しかしながら、損益に影響を与えるような大きな減損は生じていないところでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。経常費用の状況でございます。平成18年度の経常費用は101億1,600万円でございます。対前年度7億200万円の減となっております。ポイントといたしましては、それぞれの経費につきまして、年度計画に定めた削減対象経費に係る削減目標は達成いたしているところでございます。

7ページでございますが、経常収益の状況でございます。経常収益でございますけれども、101億6,300万円でございます。対前年度12億6,000万円の減となっております。ポイントといたしましては、受託収入を除く主な自己収入は前年度を上回っております。先ほど来ご説明してありますとおり、下のグラフを見ていただきますとわかるかと思っておりますけれども、財産賃貸収入につきましては、平成18年度は前期の1.14倍となっております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。利益の状況でございます。当期総利益は4,600万円でございます。その処分につきましては後ほど利益処分ということで、資料4-2でご説明させていただきたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。行政サービス実施コストの状況でございます。当期の行政サービス実施コストは91億7,900万円でございます。対前年度1億7,600万円の増となっております。

財務諸表につきましては以上でございます。

引き続きまして、資料4-2に基づきまして、平成18年度利益の処分についてご説明申し上げます。

平成18年度におきましては、当期総利益4,600万円余のうち、下に矢印がございますけれども、剰余金といたしまして4,500万円余を予定しております。これは「2.剰余金としての計上について」に記載してありますとおり、財産賃貸収入から生じた利益でございます。対象経費の前年度の利益を上回っていること、収入を確保するため外部機関へ利用促進の活動を図ったことなどの経営努力により得た利益でございます。

なお、剰余金の計上につきましては、現在、財務省と協議中でございます。額につきましては変わる可能性がございます。申し添えさせていただきます。

以上でございます。

【委員】 質問、あるいはご意見ございましたら、よろしく申し上げます。よろしゅうございますか。それでは、これについては意見なしということにさせていただきたいと思っております。

次に、議事の3つ目でございます。独立行政法人土木研究所の役員退職手当に係る業績勘案率の決定についてということでございます。ご説明をお願いします。

【事務局】 引き続きまして、役員退職手当に係る業績勘案率の決定についてということで、資料6をごらんいただければと思います。

平成18年度に退職した役員は1名でございます。19年3月31日に堀才大監事が退職いたしました。役員の退職手当に係る業績勘案率の評価につきましては、当研究所理事長から評価委員会に決定をお願いするということですので、土木研究所より説明をさせていただきます。

業績勘案率の決定につきましては、その歳出方法についてご説明を差し上げたいと思います。5ページをごらんいただきたいと思います。平成17年3月23日の国土交通省独立行政法人評価委員会で取り扱い方針が決定されております。

1. に基本的考え方がございます。ここに記載してあるとおり、業績勘案率は国家公務員並みとするという基本的考え方を踏まえ、1.0を基本として評価委員会が決定することになっております。

6ページをお開きいただきます。3. をごらんいただきたいと思います。業績勘案率の決定方法でございますが、(1) 法人の業績についてと、(2) 退職役員の個人的な業績について、それぞれの評価をすることになっております。法人の業績につきましては、法人の実績に係る業績勘案率を0.0から2.0の間で算出することとなっております。特に1.0を超える業績勘案率を算出する場合には、退職役員の在職期間に係る法人の業績が当該法人の過去の通常の業績と明確に差があること、及びその差を客観的、具体的かつ明確に説明できなければならないこととなっております。また、退職役員の個人的な業績につきましても、個人の実績に応じて0.2の増減の幅を目安といたしまして算出することとなっております。この増減の幅を設ける場合には、過去の役員の通常の実績と差があったことを客観的、具体的根拠によって説明できなければならないこととなっております。

以上、(1)(2)を踏まえまして総合的な決定を行うことになっております。

それでは、1ページに戻っていただきまして、堀監事の算定に係る案でございます。2. 退職役員の業績勘案率について、(1)法人の実績に係る業績勘案率でございますが、監事の在職期間における年度業務実績評価につきましては、平成13年度から平成16年度まで順調、平成17年度は極めて順調の評価を得ているところでございます。年度計画に基づき効率化を図りつつ、業務の質の向上を押し進めてきたものでございますので、1.0とするという基本的な考え方を踏まえまして、1.0といたしておるところでございます。

なお、資料の4ページに、国土交通省関係の独立行政法人の業績実績評価の推移がございます。先ほど申しましたとおり、土木研究所が一番上にあるとおりでございます。

恐縮ですが、1ページに戻っていただきまして、2.(2)個人の実績でございますけれども、ここに書いてございますとおり、読ませていただきますが、「在職期間において、日常的に土木研究所の業務運営状況をよく把握し、業務運営全体にわたる定期監査、随時監査及び各年度における財務諸表、事業報告書等の監事監査を精力的に実施し、土木研究所の適切かつ効率的な業務運営の推進及び中期計画の達成に貢献した」ということで、一定の業績が認められるところでありますが、今回の評価の対象となる期間、平成16年1月から平成19年3月でございますが、この間におきまして加算するまでには至らないと判断しているところでございます。

総合的な決定(案)につきましては、2.の(3)でございます。法人の業績に基づき算定した業績勘案率を1.0に、個人的な業績、今回は0.0ということでございます。これを加味して、堀監事の業績勘案率を1.0としたいという案でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【委員】 それでは、ご質問、ご意見があればお願いします。

【委員】 参考までに質問していいですか。2.(1)の法人の実績に係る業績勘案率という文章なんですけれども、「平成13年度から平成16年度が『順調』、平成17年度が『極めて順調』の評価であるが」の「が」なんですけれども、それで最後に1.0が妥当であるということは、後ろのほうの「年度計画に基づき、効率化を図りつつ……」ということがなければ、順調と極めて順調の評価であったから1.0ではなくて1.2が妥当であると言いたいわけですか。そこがちょっとよくわからないんです。

【事務局】 一応、法人の業績評価ということで、極めて順調も含め順調という評価をいただいておりますのでございまして、法人の業務実績としては極めて良好であると判断

しておるところでございますけれども、特別に1.0を超えるような、加算するまでには至らないということで、このような書きぶりにいたしておるところでございます。

【委員】 ということは、後ろがなければ、順調と極めて順調であれば1.0ではない、もっと上であるべきだというのが勤案率の決定の基本的考え方と国土交通省ではなっていると、こういう理解をしておけばいいんですか。

【事務局】 特に明確に、在職期間における業績の特筆すべき点があれば1.0を超えてというようなお話でございます。そう理解しております。

【委員】 とすると、文言はお役人が考えるのだからいいんだけれども、「評価であるが」というより、「評価であるので1.0が妥当である」という感じだと思います。意見です。

【事務局】 ちょっと表現ぶりは。

【委員】 「が」ということはないと思います。

【委員】 基本的には1.0である。1.0を超えるほどの理由はない。

【委員】 基本であるから、それ以外はつけるなみたいな感じがわりあい強いように思いますが。

【委員】 ほんとうですね。

【委員】 1.0ということですが、よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【委員】 それでは、特段の意見はなしということにさせていただきたいと思います。

次は、議題の4、独立行政法人土木研究所役員給与規程の一部改正についてということでございます。ご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。役員給与規程の改正についてご説明させていただきます。

1.に改正理由がございます。公務員の給与改定に関する取り扱いについて、並びに一般職の職員の給与に関する法律の改正を受けまして、国家公務員の給与水準を考慮した諸手当の見直しを行い、役員給与規程について所要の改正を行ったところでございます。

2.に改正内容がございます。(1)(2)は、国家公務員の給与法の改正に準拠いたしまして、広域異動手当を新設したものでございます。広域異動手当は、勤務地を異にする異動、並びに官公署等からの異動をした出向役員のうち、異動前後の勤務地間の距離、及び異動前の住居から異動直後の勤務地までの距離のいずれもが60キロメートル以上となる役員に対して、手当を支給するものでございます。

支給額につきましては、本給に異動前後の勤務地間の距離に応じまして、本給に300キロ以上であれば100分の6、60キロ以上300キロ未満であれば100分の3から、それぞれ役員特別調整手当の割合を減じた割合を乗じて得た額を、異動の日から3年間支給することといたしております。なお、下記の支給割合が役員特別手当調整手当の支給割合以下であるときは手当は支給されないこととなります。

(3)につきましては、広域異動手当の新設に伴いまして、特別手当の計算の基礎額に広域異動手当を追加したものでございます。

(4)附則関係につきましては、先ほどご説明しました(2)の広域異動手当の支給割合を、平成20年の3月31日までの間は100分の6を100分の4、100分の3は100分の2とするものでございます。

以上でございます。

【委員】 それでは、これに関しましてご質問、ご意見などあればお願いします。

【委員】 これには意見ないんですけども、国土交通省は独立行政法人がたくさんありますよね。法人の理事長の給与は大体一緒なんですか。

【事務局】 違います。かつて国の機関であったときの研究所のランクによって所長の給与が決まっておりましたので、それに準じた形で給与が決まっております、わかりやすく言えば大きい研究所の所長は少し給与が高いということでございます。

【委員】 今回の改定は、土木研究所以外の研究所についても横並びで同じようなものが出てくるということですか。

【事務局】 全く同じです。

【委員】 いかがでしょうか。

それでは、これについて意見なしとさせていただきます。

次に、議事の5番、その他ですが、事務局から何かありましたら、よろしく申し上げます。

【事務局】 先ほどご議論がありましたけれども、平成18年6月の閣議決定に従います北海道開発局関係の人員移転の話がありまして、その関係につきましては、今後、内容を詰め次第、また中期計画等の変更が出てくることになりましたら、またこの分科会のほうでご議論いただくことも出てくると思います。それにつきましては、またご連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

【委員】 そのほか、特にございませんか。

【事務局】 ございません。

【委員】 これで議事がすべて終わりました。進行を事務局に返させていただきます。

【事務局】 長時間のご議論ありがとうございました。

きょうの業務実績評価につきましては、ご議論いただいた内容をもとに、事務局でたたき台を作成いたしまして、分科会長と調整した後、委員の皆様方にお諮りをさせていただきたいと考えております。その後、18年度の評価結果につきましては、評価委員会の木村委員長に報告をさせていただくこととなります。評価結果については、最終的に公表されることとなります。

本日の資料につきましては公表させていただきますとともに、議事録につきましても事務局のほうで作成をし、各委員の確認の上、発表者の名前を伏せて公表させていただきます。

配付資料につきましては、非常に多くなりますので、机の上に置いていただければ、事後、郵送させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

机上配付のものにつきましては回収させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これをもちまして国土交通省独立行政法人評価委員会土木研究所分科会を閉会いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

了